

飯山市特別職報酬等審議会委員名簿

(任期 平成 25 年 11 月 29 日から平成 27 年 11 月 28 日まで)

◎ 会長 ○ 職務代理者
(敬称略・五十音順)

今井 寛 (飯山市男女共同参画推進委員会 会長)

今清水豊治 (飯山市区長会協議会 会長)

岸田 勉 (飯山市民生児童委員協議会 会長)

小林 常男 (飯山市老人クラブ連合会 会長)

佐藤 重雄 (北信州みゆき農業協同組合 代表理事組合長)

高橋美津枝 (飯山市赤十字奉仕団 委員長)

吉越 明人 (飯山商工会議所 会頭)

吉越 利明 (一般社団法人みゆき野青年会議所 理事長)

一般職の職員の退職手当の支給水準引下げについて

1 引下げの経過

民間における退職給付の支給の実情に基づき、退職給付における官民較差の解消を図るため、国家公務員退職手当法が改正され、平成 25 年 1 月 1 日から国家公務員の退職手当の額が引き下げられることとなった。

本市においても、国家公務員に準じた見直し等を行うため、「一般職の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成 25 年飯山市条例第 5 号）」を公布し、一般職の職員の退職手当の引下げについては、平成 25 年 4 月 1 日から施行した。

2 引下げの概要

退職手当の算定に用いる調整率を次のとおり、段階的に引き下げる。

期 間		調整率
平成 25 年 3 月 31 日まで		104/100
経過 措置	平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで	98/100
	平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで	92/100
平成 27 年 4 月 1 日以後		87/100

3 改正前との比較

(1) 調整率 (92/100) での比較

$$1 - (92/104) \times 100 = \boxed{11.538\%} \quad (\text{資料 4 : 試算 1 の根拠})$$

(2) 調整率 (87/100) での比較

$$1 - (87/104) \times 100 = \boxed{16.346\%} \quad (\text{資料 4 : 試算 2 の根拠})$$

(3) 平均的な退職手当額での比較

$$1 - (2,129 \text{ 万円} / 2,515 \text{ 万円}) \times 100 = \boxed{15.348\%} \quad (\text{資料 4 : 試算 3 の根拠})$$

(参考) 退職手当の算定方法

退職手当 = 退職日の給料月額 × 支給率 (※1) × 調整率 (※2) + 調整額 (※3)

(※1) 支給率 退職事由及び勤続年数に応じた率

(※2) 調整率 官民の支給水準の均衡を図るための率

(※3) 調整額 退職前 5 年間の職務に応じて算定した額

(第1表) 市長、副市長及び教育長の年収（平成25年度支給見込額（減額措置を除く。））

(単位：円)

区 分	給料・報酬		手 当				合 計
	月額	年額	期末手当	寒冷地手当	通勤手当	手当計	
市 長	714,000	8,568,000	2,948,820	89,000	-	3,037,820	11,605,820
副市長	585,000	7,020,000	2,416,050	89,000	135,600	2,640,650	9,660,650
教育長	508,000	6,096,000	2,098,040	89,000	-	2,187,040	8,283,040

(参考) 期末手当の算定方法

区 分	給料月額	加算割合(40%)	期末手当基礎額	支給率	期末手当
市 長	714,000	285,600	999,600	2.95月	2,948,820
副市長	585,000	234,000	819,000		2,416,050
教育長	508,000	203,200	711,200		2,098,040

資料NO. 3

(第2表) 類似団体の市長、副市長及び教育長の給料月額(条例上の規定額)

(平成25年10月1日現在) (単位: 人、位、円)

都 市 名	人 口		市 長		副市長		教 育 長		適 用 年 月 日	
		順位		順位		順位		順位		
北海道富良野市	23,890	11	812,000	9	663,000	6	576,000	10	H16.4.1	
北海道深川市	23,215	16	832,000	4	684,000	3	606,000	3	H16.4.1	
北海道紋別市	24,293	9	850,000	2	678,000	5	570,000	12	H18.1.1	
北海道美唄市	25,312	6	815,000	6	655,000	8	578,000	9	H18.4.1	
千葉県勝浦市	20,236	21	800,000	11	650,000	11	610,000	2	H5.1.1	
静岡県下田市	24,515	8	671,000	21	596,000	19	545,000	18	H16.4.1	
石川県羽咋市	23,442	15	768,000	15	645,000	13	567,000	15	H21.4.1	
福井県勝山市	25,630	4	850,000	2	710,000	1	530,000	19	H18.10.1	
長野県飯山市	23,642	13	714,000	20	585,000	21	508,000	21	H19.4.1	
岐阜県飛騨市	26,858	2	830,000	5	680,000	4	550,000	17	H16.2.1	教育長H23.4.1
兵庫県養父市	26,672	3	783,000	14	630,000	16	585,000	6	H18.7.1	
三重県鳥羽市	21,470	19	890,000	1	688,000	2	615,000	1	H15.4.1	
島根県江津市	25,529	5	738,000	17	603,000	18	522,000	20	H17.4.1	
高知県宿毛市	22,587	18	734,000	19	628,000	17	581,000	8	H24.4.1	
高知県須崎市	24,040	10	738,000	17	651,000	10	604,000	4	H16.4.1	
長崎県松浦市	25,296	7	800,000	11	656,000	7	584,000	7	H18.1.1	
大分県豊後高田市	23,880	12	810,000	10	650,000	11	570,000	12	-	
佐賀県多久市	21,404	20	813,000	8	652,000	9	571,000	11	H22.4.1	
熊本県水俣市	27,169	1	814,000	7	645,000	13	568,000	14	H15.1.1	市長H16.4.1
鹿児島県阿久根市	23,140	17	800,000	11	634,000	15	587,000	5	H11.4.1	市長H8.4.1
鹿児島県枕崎市	23,502	14	751,000	16	590,000	20	558,000	16	H16.4.1	
平 均	24,082	-	791,095	-	646,333	-	570,714	-	-	-

※類似団体(国が人口や産業構造により地方公共団体を類型分類したもの)174団体のうち、人口が概ね2万人から2万7,000人までの自治体で回答のあったもの

※人口については、平成24年3月31日現在の住民基本台帳人口

(第3表) 類似団体の市長、副市長及び教育長の給料月額(現行支給額)

(平成25年10月1日現在) (単位:人、位、円)

都 市 名	人 口		市 長			副市長			教 育 長		
		順位		減額率	順位		減額率	順位		減額率	順位
北海道富良野市	23,890	11	812,000		1	663,000		2	576,000		2
北海道深川市	23,215	16	732,160	12.0%	8	601,920	12.0%	9	533,280	12.0%	9
北海道紋別市	24,293	9	765,000	10.0%	5	610,200	10.0%	8	513,000	10.0%	11
北海道美唄市	25,312	6	630,000	22.7%	17	579,000	11.6%	14	511,000	11.6%	13
千葉県勝浦市	20,236	21	760,000	5.0%	6	617,500	5.0%	5	579,500	5.0%	1
静岡県下田市	24,515	8	603,900	10.0%	19	536,400	10.0%	20	490,500	10.0%	19
石川県羽咋市	23,442	15	768,000		4	645,000		3	567,000		3
福井県勝山市	25,630	4	811,000	4.6%	2	687,000	4.6%	1	506,000	4.6%	14
長野県飯山市	23,642	13	642,600	10.0%	14	538,200	8.0%	19	477,520	6.0%	20
岐阜県飛騨市	26,858	2	705,500	15.0%	10	612,000	10.0%	7	495,000	10.0%	17
兵庫県養父市	26,672	3	704,700	10.0%	11	598,500	5.0%	10	555,750	5.0%	4
三重県鳥羽市	21,470	19	801,000	10.0%	3	619,200	10.0%	4	553,500	10.0%	6
島根県江津市	25,529	5	627,300	15.0%	18	542,700	10.0%	17	469,800	10.0%	21
高知県宿毛市	22,587	18	514,800	30.0%	21	587,800	6.0%	12	543,800	6.0%	7
高知県須崎市	24,040	10	664,200	10.0%	12	592,410	9.0%	11	555,680	8.0%	5
長崎県松浦市	25,296	7	640,000	20.0%	15	557,600	15.0%	15	496,400	15.0%	16
大分県豊後高田市	23,880	12	648,000	20.0%	13	552,500	15.0%	16	513,000	10.0%	11
佐賀県多久市	21,404	20	731,700	10.0%	9	586,800	10.0%	13	513,900	10.0%	10
熊本県水俣市	27,169	1	732,600	10.0%	7	612,750	5.0%	6	539,600	5.0%	8
鹿児島県阿久根市	23,140	17	600,000	25.0%	20	538,900	15.0%	18	498,950	15.0%	15
鹿児島県枕崎市	23,502	14	638,350	15.0%	16	519,200	12.0%	21	491,040	12.0%	18
平 均	24,082	-	692,039	-	-	590,409	-	-	522,868	-	-

※類似団体(国が人口や産業構造により地方公共団体を類型分類したもの)174団体のうち、人口が概ね2万人から2万7,000人までの自治体で回答のあったもの

※人口については、平成24年3月31日現在の住民基本台帳人口

(第4表) 県内市等の市長、副市長及び教育長の給料月額(条例上の規定額)

(平成25年10月1日現在) (単位:人、位、円)

都 市 名	人 口		市 長		副市長		教 育 長		適 用 年 月 日	
		順位		順位		順位		順位		
長 野 市	383,553	1	1,085,000	1	889,000	1	728,000	1	H16.4.1	
松 本 市	239,381	2	1,048,000	2	860,000	2	719,000	2	H23.12.1	
上 田 市	158,693	3	1,017,000	3	817,000	3	706,000	3	H18.3.6	
岡 谷 市	52,372	11	905,000	11	736,000	11	641,000	10	H16.4.1	
飯 田 市	104,462	4	925,000	8	760,000	8	659,000	5	H19.4.1	
諏 訪 市	50,481	13	901,000	12	746,000	10	635,000	12	H9.4.1	副市長H19.4.1
須 坂 市	52,244	12	918,000	9	760,000	8	659,000	5	H10.4.1	
小 諸 市	43,450	15	893,000	13	727,000	13	622,000	13	H14.4.1	
伊 那 市	69,338	7	928,000	5	768,000	5	654,000	7	H18.3.31	
駒 ヶ 根 市	33,539	16	784,000	18	660,000	18	576,000	16	H23.4.1	
中 野 市	46,445	14	821,300	16	669,600	16	573,800	17	H21.12.1	
大 町 市	29,762	18	801,000	17	662,000	17	570,000	18	H19.10.1	
飯 山 市	23,642	19	714,000	19	585,000	19	508,000	19	H19.4.1	
茅 野 市	55,919	10	907,000	10	736,000	11	641,000	10	H10.4.1	
塩 尻 市	67,100	8	928,000	5	768,000	5	644,000	9	H24.4.1	
佐 久 市	99,379	5	969,000	4	788,000	4	686,000	4	H17.4.1	副市長H19.4.1
千 曲 市	62,245	9	860,000	14	702,000	14	609,000	14	H15.9.1	
東 御 市	30,822	17	838,000	15	683,000	15	578,000	15	H16.4.1	
安 曇 野 市	97,795	6	928,000	5	768,000	5	654,000	7	H17.10.1	
19 市 平 均	89,506	-	903,700	-	741,295	-	634,884	-	-	-
5万人未満の市平均	34,610	-	808,550	-	664,433	-	571,300	-	-	-
山 ノ 内 町	13,846	-	775,000	-	638,000	-	559,000	-	H6	
木 島 平 村	5,124	-	718,000	-	603,000	-	528,000	-	H20.4.1	
野 沢 温 泉 村	3,908	-	580,000	-	480,000	-	430,000	-	H25.4.1	教育長H24.4.1
栄 村	2,217	-	606,000	-	514,000	-	465,000	-		

※人口については、平成24年3月31日現在の住民基本台帳人口

※山ノ内町、木島平村、野沢温泉村及び栄村については、この表中「市長」「副市長」とあるのは「町村長」「副町村長」と読み替える。第5表、第9表及び第10表において同じ。

(第5表) 県内市等の市長、副市長及び教育長の給料月額(現行支給額)

(平成25年10月1日現在) (単位:人、位、円)

都 市 名	人 口		市 長			副市長			教 育 長		
		順位		減額率	順位		減額率	順位		減額率	順位
長 野 市	383,553	1	954,800	12.0%	1	800,100	10.0%	1	655,200	10.0%	2
松 本 市	239,381	2	943,200	10.0%	2	782,600	9.0%	2	661,480	8.0%	1
上 田 市	158,693	3	813,600	20.0%	8	694,450	15.0%	6	614,220	13.0%	7
岡 谷 市	52,372	11	769,250	15.0%	11	647,680	12.0%	12	589,720	8.0%	9
飯 田 市	104,462	4	876,000	5.0%	4	720,000	5.0%	5	624,000	5.0%	5
諏 訪 市	50,481	13	810,900	10.0%	9	678,860	9.0%	10	584,200	8.0%	10
須 坂 市	52,244	12	660,960	28.0%	16	581,400	24.0%	18	533,790	19.0%	16
小 諸 市	43,450	15	625,000	30.0%	19	617,000	15.0%	14	559,000	10.0%	13
伊 那 市	69,338	7	914,080	1.5%	3	756,480	1.5%	3	644,190	1.5%	3
駒ヶ根市	33,539	16	627,200	20.0%	18	594,000	10.0%	17	518,400	10.0%	18
中 野 市	46,445	14	739,170	10.0%	15	616,032	8.0%	15	539,372	6.0%	15
大 町 市	29,762	18	744,930	7.0%	13	615,660	7.0%	16	530,100	7.0%	17
飯 山 市	23,642	19	642,600	10.0%	17	538,200	8.0%	19	477,520	6.0%	19
茅 野 市	55,919	10	843,510	7.0%	6	684,480	7.0%	9	602,540	6.0%	8
塩 尻 市	67,100	8	835,200	10.0%	7	691,200	10.0%	7	579,600	10.0%	11
佐 久 市	99,379	5	872,000	10.0%	5	724,000	8.0%	4	631,000	8.0%	4
千 曲 市	62,245	9	774,000	10.0%	10	666,900	5.0%	11	578,550	5.0%	12
東 御 市	30,822	17	754,200	10.0%	12	642,020	6.0%	13	543,320	6.0%	14
安 曇 野 市	97,795	6	742,400	20.0%	14	691,200	10.0%	7	621,300	5.0%	6
19 市 平 均	89,506	-	786,474	-	-	670,645	-	-	583,553	-	-
5万人未満の市平均	34,610	-	688,850	-	-	603,819	-	-	527,952	-	-
山ノ内町	13,846	-	658,750	15.0%	-	542,300	15.0%	-	475,150	15.0%	-
木島平村	5,124	-	646,000	10.0%	-	542,000	10.0%	-	475,000	10.0%	-
野沢温泉村	3,908	-	580,000		-	480,000		-	430,000		-
栄 村	2,217	-	534,000	12.0%	-	463,000	10.0%	-	433,000	7.0%	-

※人口については、平成24年3月31日現在の住民基本台帳人口

(第6表) 市長、副市長及び教育長の退職手当

(単位：円、%、年、月)

区分	給料月額	支給率	任期	月数	退職手当額
市長	714,000	45	4	12	15,422,400
副市長	585,000	30	4	12	8,424,000
教育長	508,000	25	4	12	6,096,000

※退職手当額は、4年任期として計算

(第7表) 類似団体の市長、副市長及び教育長の退職手当 (条例上の規定額)

(平成25年10月1日現在) (単位:人、位、円)

都 市 名	人 口	市 長						副 市 長					教 育 長					一般職の退職手当 額の減額に伴う措 置
		順位	給料月額	支給率	乗じる期間	退職手当額	順位	給料月額	支給率	乗じる期間	退職手当額	順位	給料月額	支給率	乗じる期間	退職手当額	順位	
北海道富良野市	23,890	11	812,000	38.8%	年	15,135,680	14	663,000	24.5%	年	7,796,880	14	576,000	21.5%	年	5,944,320	8	未定
北海道深川市	23,215	16	832,000	42.7%	年	17,059,328	4	684,000	27.0%	年	8,848,224	8	606,000	23.7%	年	6,879,312	3	実施しない
北海道紋別市	24,293	9	850,000	41.7%	年	17,000,000	5	678,000	33.3%	年	10,848,000	1	570,000	23.3%	年	6,384,000	5	実施しない
北海道美唄市	25,312	6	815,000	42.7%	年	16,710,760	6	655,000	27.0%	年	8,473,080	9	578,000	23.7%	年	6,561,456	4	実施しない
千葉県勝浦市	20,236	21	800,000	35.0%	月	13,440,000	16	650,000	25.0%	月	7,800,000	13	610,000	20.0%	月	5,856,000	10	未定
静岡県下田市	24,515	8	671,000	41.7%	年	13,420,000	17	596,000	25.0%	年	7,152,000	18	545,000	18.3%	年	4,796,000	17	実施しない
石川県羽咋市	23,442	15	768,000	41.7%	年	15,360,000	12	645,000	23.3%	年	7,224,000	17	567,000	21.7%	年	5,896,800	9	実施しない
福井県勝山市	25,630	4	850,000	45.0%	月	18,360,000	3	710,000	27.0%	月	9,201,600	6	530,000	18.0%	月	4,579,200	19	実施済み
長野県飯山市	23,642	13	714,000	45.0%	月	15,422,400	10	585,000	30.0%	月	8,424,000	10	508,000	25.0%	月	6,096,000	7	
岐阜県飛騨市	26,858	2	830,000	41.7%	年	16,600,000	7	680,000	25.0%	年	8,160,000	11	550,000	20.0%	年	5,280,000	14	未定
兵庫県養父市	26,672	3	783,000	41.0%	月	15,409,440	11	630,000	25.0%	月	7,560,000	16	585,000	18.5%	月	5,194,800	15	実施しない
三重県鳥羽市	21,470	19	890,000	37.5%	年	16,020,000	9	688,000	23.3%	年	7,705,600	15	615,000	20.8%	年	6,150,000	6	実施済み
島根県江津市	25,529	5	738,000	37.5%	年	13,284,000	18	603,000	22.5%	年	6,512,400	20	522,000	17.3%	年	4,322,160	20	実施済み
高知県宿毛市	22,587	18	734,000	34.2%	年	12,037,600	20	628,000	23.0%	年	6,908,000	19	581,000	17.5%	年	4,880,400	16	実施済み
高知県須崎市	24,040	10	738,000	34.6%	年	12,250,800	19	651,000	25.0%	年	7,812,000	12	604,000	18.8%	年	5,436,000	13	実施済み
長崎県松浦市	25,296	7	800,000	50.0%	年	19,200,000	2	656,000	30.0%	年	9,446,400	4	584,000	15.0%	年	4,204,800	21	実施しない
大分県豊後高田市	23,880	12	810,000	42.5%	月	16,524,000	8	650,000	34.0%	月	10,608,000	2	570,000	17.0%	月	4,651,200	18	実施済み
佐賀県多久市	21,404	20	813,000	50.0%	月	19,512,000	1	652,000	30.0%	月	9,388,800	5	571,000	20.0%	月	5,481,600	12	実施予定
熊本県水俣市	27,169	1	814,000	25.0%	年	9,768,000	21	645,000	20.8%	年	6,450,000	21	568,000	20.8%	年	5,680,000	11	実施しない
鹿児島県阿久根市	23,140	17	800,000	40.0%	月	15,360,000	12	634,000	30.0%	月	9,129,600	7	587,000	30.0%	月	8,452,800	1	未定
鹿児島県枕崎市	23,502	14	751,000	40.0%	月	14,419,200	15	590,000	35.0%	月	9,912,000	3	558,000	30.0%	月	8,035,200	2	実施しない
平 均	24,082	-	791,095	40.4%	-	15,347,296	-	646,333	26.9%	-	8,350,504	-	570,714	21.0%	-	5,750,574	-	-

※類似団体 (国が人口や産業構造により地方公共団体を類型分類したもの) 174団体のうち、人口が概ね2万人から2万7,000人までの自治体で回答のあったもの

※人口については、平成24年3月31日現在の住民基本台帳人口

※退職手当額は、4年任期として計算 (乗じる期間に年と記載がある自治体の支給率については、乗じる期間を月とした場合の支給率に換算して記載したため、実際の規定とは異なる。)

(第8表) 類似団体の市長、副市長及び教育長の退職手当（現行支給額）

(平成25年10月1日現在) (単位：人、位、円)

都 市 名	人 口	市 長				副市長				教 育 長			
		順位	退職手当額（現行支給額）	順位	減額措置の内容	退職手当額（現行支給額）	順位	減額措置の内容	退職手当額（現行支給額）	順位	減額措置の内容		
北海道富良野市	23,890	11	15,135,680	13		7,796,880	14		5,944,320	8			
北海道深川市	23,215	16	17,059,328	4		8,848,224	8		6,879,312	3			
北海道紋別市	24,293	9	17,000,000	5		10,848,000	1		6,384,000	5			
北海道美唄市	25,312	6	16,710,760	6		8,473,080	9		6,561,456	4			
千葉県勝浦市	20,236	21	13,440,000	15		7,800,000	13		5,856,000	10			
静岡県下田市	24,515	8	13,420,000	16		7,152,000	18		4,796,000	17			
石川県羽咋市	23,442	15	0	21	選挙公約による減額	7,224,000	17		5,896,800	9			
福井県勝山市	25,630	4	18,360,000	3		9,201,600	6		4,579,200	19			
長野県飯山市	23,642	13	15,422,400	10		8,424,000	10		6,096,000	7			
岐阜県飛騨市	26,858	2	16,600,000	7		8,160,000	11		5,280,000	14			
兵庫県養父市	26,672	3	15,409,440	11		7,560,000	16		5,194,800	15			
三重県鳥羽市	21,470	19	16,020,000	9		7,705,600	15		6,150,000	6			
島根県江津市	25,529	5	13,284,000	17		6,512,400	20		4,322,160	20			
高知県宿毛市	22,587	18	9,020,000	20	選挙公約による減額	6,908,000	19		4,880,400	16			
高知県須崎市	24,040	10	12,250,800	18		7,812,000	12		5,436,000	13			
長崎県松浦市	25,296	7	19,200,000	2		9,446,400	4		4,204,800	21			
大分県豊後高田市	23,880	12	16,524,000	8		10,608,000	2		4,651,200	18			
佐賀県多久市	21,404	20	19,512,000	1		9,388,800	5		5,481,600	12			
熊本県水俣市	27,169	1	9,768,000	19		6,450,000	21		5,680,000	11			
鹿児島県阿久根市	23,140	17	15,360,000	12		9,129,600	7		8,452,800	1			
鹿児島県枕崎市	23,502	14	14,419,200	14		9,912,000	3		8,035,200	2			
平 均	24,082	-	14,472,172	-	-	8,350,504	-	-	5,750,574	-	-		

※類似団体（国が人口や産業構造により地方公共団体を類型分類したもの）174団体のうち、人口が概ね2万人から2万7,000人までの自治体で回答のあったもの

※人口については、平成24年3月31日現在の住民基本台帳人口

※退職手当額は、4年任期として計算

(第9表) 県内市等の市長、副市長及び教育長の退職手当(条例上の規定額)

(平成25年10月1日現在)(単位:人、位、円)

都 市 名	人 口	市 長							副 市 長					教 育 長					一般職の退職手当額の減額に伴う措置
		順位	給料月額	支給率	乗じる期間	退職手当額	順位	給料月額	支給率	乗じる期間	退職手当額	順位	給料月額	支給率	乗じる期間	退職手当額	順位		
長 野 市	383,553	1	1,085,000	42.0%	月	21,873,600	8	889,000	29.4%	月	12,545,568	8	728,000	23.5%	月	8,211,840	9	実施済み	
松 本 市	239,381	2	1,048,000	50.0%	月	25,152,000	1	860,000	35.0%	月	14,448,000	1	719,000	28.0%	月	9,663,360	1	未定	
上 田 市	158,693	3	1,017,000	50.0%	月	24,408,000	2	817,000	35.0%	月	13,725,600	2	706,000	28.0%	月	9,488,640	3	実施予定	
岡 谷 市	52,372	11	905,000	50.0%	月	21,720,000	10	736,000	35.0%	月	12,364,800	10	641,000	28.0%	月	8,615,040	5	実施しない	
飯 田 市	104,462	4	925,000	50.0%	月	22,200,000	6	760,000	35.0%	月	12,768,000	6	659,000	30.0%	月	9,489,600	2	未定	
諏 訪 市	50,481	13	901,000	50.0%	月	21,624,000	11	746,000	35.0%	月	12,532,800	9	635,000	28.0%	月	8,534,400	7	未定	
須 坂 市	52,244	12	918,000	50.0%	月	22,032,000	7	760,000	35.0%	月	12,768,000	6	659,000	25.0%	月	7,908,000	10	未定	
小 諸 市	43,450	15	893,000	50.0%	月	21,432,000	12	727,000	35.0%	月	12,213,600	12	622,000	28.0%	月	8,359,680	8	未定	
伊 那 市	69,338	7	928,000	50.0%	月	22,272,000	4	768,000	35.0%	月	12,902,400	4	654,000	25.0%	月	7,848,000	11	実施予定	
駒 ヶ 根 市	33,539	16	784,000	43.0%	月	16,181,760	18	660,000	30.0%	月	9,504,000	17	576,000	24.0%	月	6,635,520	16	実施済み	
中 野 市	46,445	14	821,300	50.0%	月	19,711,200	14	669,600	35.0%	月	11,249,280	14	573,800	25.0%	月	6,885,600	15	未定	
大 町 市	29,762	18	801,000	48.0%	月	18,455,040	16	662,000	34.0%	月	10,803,840	15	570,000	28.0%	月	7,660,800	13	実施予定	
飯 山 市	23,642	19	714,000	45.0%	月	15,422,400	19	585,000	30.0%	月	8,424,000	19	508,000	25.0%	月	6,096,000	17		
茅 野 市	55,919	10	907,000	50.0%	月	21,768,000	9	736,000	35.0%	月	12,364,800	10	641,000	28.0%	月	8,615,040	5	実施しない	
塩 尻 市	67,100	8	928,000	50.0%	月	22,272,000	4	768,000	35.0%	月	12,902,400	4	644,000	25.0%	月	7,728,000	12	未定	
佐 久 市	99,379	5	969,000	50.0%	月	23,256,000	3	788,000	35.0%	月	13,238,400	3	686,000	28.0%	月	9,219,840	4	未定	
千 曲 市	62,245	9	860,000	50.0%	月	20,640,000	13	702,000	35.0%	月	11,793,600	13	609,000	25.0%	月	7,308,000	14	実施しない	
東 御 市	30,822	17	838,000	44.0%	月	17,698,560	17	683,000	26.0%	月	8,523,840	18	578,000	19.0%	月	5,271,360	19	未定	
安 曇 野 市	97,795	6	928,000	44.0%	月	19,599,360	15	768,000	26.0%	月	9,584,640	16	654,000	19.0%	月	5,964,480	18	実施予定	
19 市 平 均	89,506	-	903,700	48.2%	-	20,932,522	-	741,295	33.2%	-	11,824,083	-	634,884	25.8%	-	7,868,589	-	-	
5万人未満の市平均	34,610	-	808,550	46.7%	-	18,150,160	-	664,433	31.7%	-	10,119,760	-	571,300	24.8%	-	6,818,160	-	-	
山 ノ 内 町	13,846	-	775,000	44.0%	月	16,368,000	-	638,000	26.0%	月	7,962,240	-	559,000	19.0%	月	5,098,000	-	実施しない	
木 島 平 村	5,124	-	718,000	44.0%	月	15,164,160	-	603,000	26.0%	月	7,525,440	-	528,000	19.0%	月	4,815,360	-	実施しない	
野 沢 温 泉 村	3,908	-	580,000	44.0%	月	12,249,600	-	480,000	26.0%	月	5,990,400	-	430,000	19.0%	月	3,921,600	-	実施しない	
栄 村	2,217	-	606,000	44.0%	月	12,798,720	-	514,000	26.0%	月	6,414,720	-	465,000	19.0%	月	4,240,800	-	実施予定	

※人口については、平成24年3月31日現在の住民基本台帳人口

※退職手当額は、4年任期として計算

(第10表) 県内市等の市長、副市長及び教育長の退職手当（現行支給額）

(平成25年10月1日現在) (単位：人、位、円)

都 市 名	人 口	市 長				副 市 長				教 育 長			
		順位	退職手当額（現行支給額）	順位	減額措置の内容	退職手当額（現行支給額）	順位	減額措置の内容	退職手当額（現行支給額）	順位	減額措置の内容		
長 野 市	383,553	1	21,873,600	8		12,545,568	8		8,211,840	9			
松 本 市	239,381	2	25,152,000	1		14,448,000	1		9,663,360	1			
上 田 市	158,693	3	24,408,000	2		13,725,600	2		9,488,640	3			
岡 谷 市	52,372	11	21,720,000	10		12,364,800	10		8,615,040	5			
飯 田 市	104,462	4	22,200,000	6		12,768,000	6		9,489,600	2			
諏 訪 市	50,481	13	21,624,000	11		12,532,800	9		8,534,400	7			
須 坂 市	52,244	12	22,032,000	7		12,768,000	6		7,908,000	10			
小 諸 市	43,450	15	21,432,000	12		12,213,600	12		8,359,680	8			
伊 那 市	69,338	7	22,272,000	4		12,902,400	4		7,848,000	11			
駒 ヶ 根 市	33,539	16	16,181,760	17		9,504,000	17		6,635,520	16			
中 野 市	46,445	14	19,711,200	14		11,249,280	14		6,885,600	15			
大 町 市	29,762	18	18,455,040	16		10,803,840	15		7,660,800	13			
飯 山 市	23,642	19	15,422,400	18		8,424,000	18		6,096,000	17			
茅 野 市	55,919	10	21,768,000	9		12,364,800	10		8,615,040	5			
塩 尻 市	67,100	8	22,272,000	4		12,902,400	4		7,728,000	12			
佐 久 市	99,379	5	23,256,000	3		13,238,400	3		9,219,840	4			
千 曲 市	62,245	9	20,640,000	13		11,793,600	13		7,308,000	14			
東 御 市	30,822	17	8,849,280	19	公約による減額	4,261,920	19	公約による減額	2,635,680	19	公約による減額		
安 曇 野 市	97,795	6	19,599,360	15		9,584,640	16		5,964,480	18			
19 市 平 均	89,506	-	20,466,771	-	-	11,599,771	-	-	7,729,869	-	-		
5 万人未満の市平均	34,610	-	16,675,280	-	-	9,409,440	-	-	6,378,880	-	-		
山 ノ 内 町	13,846	-	16,368,000	-		7,962,240	-		5,098,000	-			
木 島 平 村	5,124	-	15,164,160	-		7,525,440	-		4,815,360	-			
野 沢 温 泉 村	3,908	-	12,249,600	-		5,990,400	-		3,921,600	-			
栄 村	2,217	-	12,798,720	-		6,414,720	-		4,240,800	-			

※人口については、平成24年3月31日現在の住民基本台帳人口

※退職手当額は、4年任期として計算

(第11表) 類似団体の財政状況の比較 (平成23年度普通会計決算)

(単位:人、位、千円)

都 市 名	人 口	歳入		歳出		歳入総額に占める市税収入比率		歳出総額に占める人件費比率		財政力指数		経常収支比率		実質公債費比率		ラスパイレス指数		
		順位	総額	市税収入	総額	人件費	順位	順位	順位	順位	順位	順位	順位	順位	順位	順位		
北海道富良野市	23,890	11	12,223,842	2,492,586	11,898,149	2,370,135	20.4%	9	19.9%	17	0.33	14	93.2	12	10.6	3	100.6	1
北海道深川市	23,215	16	17,404,168	2,208,436	17,100,846	2,028,487	12.7%	20	11.9%	1	0.24	19	83.7	1	18.1	18	91.4	20
北海道紋別市	24,293	9	16,443,180	2,759,480	15,947,161	2,498,727	16.8%	13	15.7%	8	0.30	17	92.1	10	13.0	9	94.4	16
北海道美唄市	25,312	6	16,789,275	2,201,590	16,637,759	2,438,806	13.1%	19	14.7%	5	0.24	19	93.7	14	23.0	21	89.6	21
千葉県勝浦市	20,236	21	7,949,498	2,194,909	7,480,702	1,746,098	27.6%	2	23.3%	20	0.48	2	92.7	11	10.3	2	99.4	3
静岡県下田市	24,515	8	9,580,169	3,077,858	9,114,778	1,777,583	32.1%	1	19.5%	15	0.52	1	87.2	6	12.8	7	97.2	9
石川県羽咋市	23,442	15	10,362,123	2,832,616	10,241,285	1,506,194	27.3%	3	14.7%	6	0.45	4	95.3	17	17.6	17	91.6	19
福井県勝山市	25,630	4	12,958,841	3,080,695	12,620,495	2,422,796	23.8%	5	19.2%	14	0.45	4	98.7	21	10.7	4	95.7	15
長野県飯山市	23,642	13	14,568,428	2,424,929	13,905,038	1,931,675	16.6%	16	13.9%	2	0.31	16	94.1	16	14.7	12	96.7	12
岐阜県飛騨市	26,858	2	19,014,625	3,631,575	17,655,457	2,472,725	19.1%	11	14.0%	3	0.36	9	86.6	3	14.9	13	93.4	18
兵庫県養父市	26,672	3	21,387,031	2,581,795	20,518,796	3,058,239	12.1%	21	14.9%	7	0.24	19	86.4	2	16.5	14	94.3	17
三重県鳥羽市	21,470	19	11,608,148	3,030,606	11,007,524	2,631,954	26.1%	4	23.9%	21	0.48	2	86.7	4	9.7	1	97.6	8
島根県江津市	25,529	5	16,824,357	2,818,152	16,568,876	2,676,897	16.8%	14	16.2%	11	0.34	12	94.0	15	16.5	14	98.8	5
高知県宿毛市	22,587	18	10,730,496	2,178,965	10,538,466	2,267,185	20.3%	10	21.5%	19	0.34	12	88.1	7	18.5	19	97.1	11
高知県須崎市	24,040	10	13,462,824	2,780,382	13,250,372	2,178,029	20.7%	7	16.4%	12	0.37	7	95.4	18	20.2	20	97.8	6
長崎県松浦市	25,296	7	17,751,164	3,865,737	17,232,083	2,991,457	21.8%	6	17.4%	13	0.44	6	86.8	5	12.4	6	99.8	2
大分県豊後高田市	23,880	12	15,034,971	2,155,814	14,656,779	2,889,624	14.3%	18	19.7%	16	0.27	18	90.3	9	12.9	8	99.0	4
佐賀県多久市	21,404	20	11,208,912	1,867,473	10,715,708	1,730,734	16.7%	15	16.2%	10	0.36	9	93.6	13	13.1	10	97.8	6
熊本県水俣市	27,169	1	15,536,626	2,731,739	15,071,599	2,377,411	17.6%	12	15.8%	9	0.36	9	98.2	20	14.4	11	95.9	14
鹿児島県阿久根市	23,140	17	11,642,092	1,930,486	11,179,762	1,622,729	16.6%	17	14.5%	4	0.33	14	90.1	8	11.5	5	97.2	9
鹿児島県枕崎市	23,502	14	10,762,217	2,195,215	10,473,772	2,160,925	20.4%	8	20.6%	18	0.37	7	96.3	19	17.1	16	96.4	13
平 均	24,082	-	13,963,952	2,621,002	13,515,019	2,275,162	19.7%	-	17.3%	-	0.36	-	91.6	-	14.7	-	96.3	-

※類似団体(国が人口や産業構造により地方公共団体を類型分類したもの)174団体のうち、人口が概ね2万人から2万7,000人までの自治体で回答のあったもの

※人口については、平成24年3月31日現在の住民基本台帳人口

※「財政力指数」 財政力を示す指標で、財政力指数が高いほど自主財源の割合が高く、財政力が強い団体といえる。

※「経常収支比率」 財政構造の弾力性を示す指標で、税収など経常一般財源に占める人件費や公債費などの義務的な支出の割合を表す。

※「実質公債費比率」 収入に対する実質的な借金の比率を表す指標

※「ラスパイレス指数」 国家公務員の給与を100とした場合の地方公務員の給与水準を表す指標

(第12表) 県内市の財政状況の比較 (平成23年度普通会計決算)

(単位:人、位、千円)

都 市 名	人 口	歳入		歳出		歳入総額に占める市税収入比率		歳出総額に占める人件費比率		財政力指数		経常収支比率		実質公債費比率		ラスパイレス指数		
		順位	総額	市町村税収入	総額	人件費	順位	順位	順位	順位	順位	順位	順位	順位	順位	順位		
長野市	383,553	1	152,612,535	57,511,081	147,558,476	22,478,824	37.7%	2	15.2%	8	0.69	2	86.0	6	11.0	10	98.8	3
松本市	239,381	2	95,641,638	35,078,919	94,169,295	15,420,336	36.7%	3	16.4%	11	0.68	3	83.8	4	9.3	4	98.0	6
上田市	158,693	3	71,293,667	20,904,798	68,608,142	9,699,637	29.3%	10	14.1%	3	0.60	7	90.8	18	11.2	11	99.3	1
岡谷市	52,372	11	22,094,772	7,089,802	21,456,968	3,688,477	32.1%	6	17.2%	15	0.65	4	88.2	13	12.3	14	98.2	5
飯田市	104,462	4	45,698,959	13,398,225	44,087,198	6,276,564	29.3%	11	14.2%	4	0.54	11	88.0	11	9.4	6	97.8	7
諏訪市	50,481	13	19,648,400	7,794,211	18,750,871	3,885,963	39.7%	1	20.7%	19	0.76	1	84.8	5	8.7	2	95.1	18
須坂市	52,244	12	21,607,166	6,025,892	20,796,149	3,711,915	27.9%	13	17.8%	17	0.52	14	87.9	10	8.7	2	98.9	2
小諸市	43,450	15	16,980,335	5,154,835	16,163,780	2,671,687	30.4%	8	16.5%	12	0.53	12	86.9	8	9.3	4	97.6	9
伊那市	69,338	7	31,804,486	8,543,041	30,665,776	5,128,842	26.9%	16	16.7%	13	0.49	15	88.7	15	16.3	18	94.3	19
駒ヶ根市	33,539	16	16,543,952	4,786,804	16,145,087	2,580,250	28.9%	12	16.0%	9	0.58	8	88.0	11	17.0	19	97.6	9
中野市	46,445	14	20,705,466	5,569,912	20,239,554	3,386,243	26.9%	15	16.7%	14	0.47	17	88.4	14	10.3	9	96.3	14
大町市	29,762	18	17,081,953	4,197,986	16,258,136	2,865,245	24.6%	18	17.6%	16	0.43	18	89.2	16	16.2	17	96.3	14
飯山市	23,642	19	14,568,428	2,424,929	13,905,038	1,931,675	16.6%	19	13.9%	2	0.31	19	94.1	19	14.7	16	96.7	12
茅野市	55,919	10	24,818,730	8,851,622	23,848,276	3,558,035	35.7%	4	14.9%	6	0.64	5	89.4	17	11.3	12	97.7	8
塩尻市	67,100	8	27,541,291	9,569,638	26,651,968	5,273,165	34.7%	5	19.8%	18	0.63	6	86.1	7	9.8	8	96.0	17
佐久市	99,379	5	46,862,351	12,371,280	45,118,198	6,712,946	26.4%	17	14.9%	5	0.53	12	78.2	1	4.2	1	98.5	4
千曲市	62,245	9	25,722,121	7,718,387	25,149,108	4,031,707	30.0%	9	16.0%	10	0.56	10	86.9	8	11.3	12	96.9	11
東御市	30,822	17	14,905,572	4,035,926	14,427,800	1,976,675	27.1%	14	13.7%	1	0.48	16	81.5	2	9.7	7	96.7	12
安曇野市	97,795	6	38,204,251	11,746,788	37,917,559	5,723,508	30.7%	7	15.1%	7	0.58	8	82.6	3	12.9	15	96.1	16
19市平均	89,506	-	38,122,951	12,251,267	36,943,020	5,842,194	30.1%	-	16.2%	-	0.56	-	86.8	-	11.2	-	97.2	-
5万人未満の市平均	34,610	-	16,797,618	4,361,732	16,189,899	2,568,629	25.7%	-	15.7%	-	0.47	-	88.0	-	12.9	-	96.9	-

※人口については、平成24年3月31日現在の住民基本台帳人口

※「財政力指数」 財政力を示す指標で、財政力指数が高いほど自主財源の割合が高く、財政力が強い団体といえる。

※「経常収支比率」 財政構造の弾力性を示す指標で、税金など経常一般財源に占める人件費や公債費などの義務的な支出の割合を表す。

※「実質公債費比率」 収入に対する実質的な借金の比率を表す指標

※「ラスパイレス指数」 国家公務員の給与を100とした場合の地方公務員の給与水準を表す指標

市長、副市長及び教育長の退職手当の額について（参考）

試算（計算式： $\text{給料月額} \times \text{勤続月数} \times \text{支給率}$ ）

(1) 市長（給料月額 714,000 円）

	現行	【試算1】 11%減額	【試算2】 16%減額	【試算3】 15%減額
支給率	45%	40.05%	37.8%	38.25%
手当額	15,422,400	13,725,936	12,954,816	13,109,040
現行の手当額 との差額	0	▲1,696,464	▲2,467,584	▲2,313,360

(2) 副市長（給料月額 585,000 円）

	現行	【試算1】 11%減額	【試算2】 16%減額	【試算3】 15%減額
支給率	30%	26.7%	25.2%	25.5%
手当額	8,424,000	7,497,360	7,076,160	7,160,400
現行の手当額 との差額	0	▲926,640	▲1,347,840	▲1,263,600

(3) 教育長（給料月額 508,000 円）

	現行	【試算1】 11%減額	【試算2】 16%減額	【試算3】 15%減額
支給率	25%	22.25%	21%	21.25%
手当額	6,096,000	5,425,440	5,120,640	5,181,600
現行の手当額 との差額	0	▲670,560	▲975,360	▲914,400

飯山市特別職報酬等審議会条例（抄）

（昭和39年飯山市条例第60号）

（設置）

第1条 市長の諮問に応じ、特別職の報酬等の額について審議するため、飯山市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 市長は、議会の議員の議員報酬及び期末手当の額並びに市長、副市長及び教育長の給料、期末手当及び退職手当の額に関する条例の議案を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬等の額について審議会の意見を聞くものとする。

（委員）

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、飯山市の区域内の公共的団体等の代表者、その他住民のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第4条 審議会に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

第6条 削除

（補則）

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

特別職の職員等で常勤の者の給与に関する条例（抄）

（昭和29年飯山市条例第6号）

（目的）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項の規定により、常勤の特別職の職員及び教育長（以下「常勤の職員」という。）の給与について必要な事項を定めることを目的とする。

（給与の種類）

第2条 常勤の職員に支給する給与は、別に条例で定めるもののほか、給料、期末手当、寒冷地手当及び通勤手当とする。

（給料）

第3条 常勤の職員の給料の月額は、別表に掲げるとおりとする。

（期末手当）

第4条 常勤の職員で6月1日及び12月1日（以下この条において「基準日」という。）にそれぞれ在職するものに対して、期末手当を支給する。これらの基準日前1か月以内に退職（任期満了、失職等を含む。）し、又は死亡（第3項において「退職等」という。）したこれらの者（当該これらの基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても同様とする。

2 前項に規定する期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の140、12月に支給する場合においては100分の155を乗じて得た額に基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6か月 100分の100
- (2) 5か月以上6か月未満 100分の80
- (3) 3か月以上5か月未満 100分の60
- (4) 3か月未満 100分の30

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（第1項後段に規定する者にあつては退職等の日現在）において受けるべき給料の月額及び当該給料の月額に100分の40を乗じて得た額との合計額とする。

4 期末手当の支給日は、一般職の職員の例による。

(寒冷地手当及び通勤手当)

第5条 常勤の職員の寒冷地手当及び通勤手当の支給額は、一般職の職員の給与に関する条例（昭和29年飯山市条例第5号。以下「一般職給与条例」という。）の適用を受ける一般職の職員の例により算出される額とする。

(支給の方法等)

第6条 常勤の職員の給料、寒冷地手当及び通勤手当の支給条件、支給方法及び支給期間については、一般職の職員の給与の例による。ただし、一般職給与条例第32条の規定の例にはよらないものとする。

(重複給与の調整)

第7条 常勤の職員及び一般職の常勤を要する職員が特別職の職員の職を兼ねるときは、その兼ねる特別職の職員として受けるべき給与は支給しない。

2 前項の規定にかかわらず、その兼ねる特別職の職員として受けるべき給与の月額が常勤の職員または一般職の職員として受ける給料の月額を超えるときは、その差額をその兼ねる特別職の職員として所属する機関から支給する。

(別表) (第3条関係)

職名	給料月額
市長	714,000円
副市長	585,000円
教育長	508,000円

特別職の職員等の退職手当に関する条例（抄）

（昭和45年飯山市条例第8号）

飯山市特別職の職員等の退職手当に関する条例（昭和33年飯山市条例第1号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、特別職の職員等の退職手当に関する事項を定めることを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この条例において「特別職の職員等」とは、市長、副市長及び教育長をいう。

（退職手当の支給）

第3条 特別職の職員等が退職又は死亡した場合には、その者（その者が死亡による退職の場合にあつては、その遺族）に退職手当を支給する。

2 前項の退職手当は、支給すべき理由が生じたその都度支給する。

3 第1項に規定する遺族の範囲及び順位については、一般職の職員の退職手当に関する条例（昭和29年飯山市条例第9号）第2条の2の規定を準用する。

（退職手当の額）

第4条 退職手当の額は、特別職の職員等の退職又は死亡した日の属する月の給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

(1) 市長として在職した期間 1月につき 100分の45

(2) 副市長として在職した期間 1月につき 100分の30

(3) 教育長として在職した期間 1月につき 100分の25

2 前項の勤続期間の計算は、当該特別職の職員等となつた日から起算してこれに相当する日の前日までを1月として行い、1月に満たない端数を生じたときはこれを切り捨てる。

（退職手当の特例）

第5条 特別職の職員等が公務又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤をいう。）による死亡若しくは傷病によつて退職した場合又は特別の事情により議会が議決した場合の退職手当の額は、前条の規定にかかわらず、同条の規定によつて計算して得た額に、その5割以内に相当する額を加算した額とする。

1 近隣市町村の市町村長の4年間の収入見込額（条例上の規定額）

（平成25年10月1日現在）

都 市 名	人 口	市 長									
		給 料		期 末 手 当			退 職 手 当		4 年 間 合 計 A+B+C	順 位	
		月 額	A ×48月	基 礎 額	支 給 割 合	手 当 額	B × 4 年	支 給 率			C 手 当 額
須 坂 市	52,244	918,000	44,064,000	1,285,200	2.95	3,791,340	15,165,360	50.0%	22,032,000	81,261,360	1
中 野 市	46,445	821,300	39,422,400	1,149,820	2.95	3,391,969	13,567,876	50.0%	19,711,200	72,701,476	2
飯 山 市	23,642	714,000	34,272,000	999,600	2.95	2,948,820	11,795,280	45.0%	15,422,400	61,489,680	4
山ノ内町	13,846	775,000	37,200,000	1,085,000	2.95	3,200,750	12,803,000	44.0%	16,368,000	66,371,000	3
木島平村	5,124	718,000	34,464,000	1,005,200	2.90	2,915,080	11,660,320	44.0%	15,164,160	61,288,480	5
野沢温泉村	3,908	580,000	27,840,000	812,000	2.95	2,395,400	9,581,600	44.0%	12,249,600	49,671,200	7
栄 村	2,217	606,000	29,088,000	848,400	2.90	2,460,360	9,841,440	44.0%	12,798,720	51,728,160	6

2 近隣市町村の副市町村長の4年間の収入見込額（条例上の規定額）

（平成25年10月1日現在）

都 市 名	人 口	副 市 長									
		給 料		期 末 手 当			退 職 手 当		4 年 間 合 計 A+B+C	順 位	
		月 額	A ×48月	基 礎 額	支 給 割 合	手 当 額	B × 4 年	支 給 率			C 手 当 額
須 坂 市	52,244	760,000	36,480,000	1,064,000	2.95	3,138,800	12,555,200	35.0%	12,768,000	61,803,200	1
中 野 市	46,445	669,600	32,140,800	937,440	2.95	2,765,448	11,061,792	35.0%	11,249,280	54,451,872	2
飯 山 市	23,642	585,000	28,080,000	819,000	2.95	2,416,050	9,664,200	30.0%	8,424,000	46,168,200	5
山ノ内町	13,846	638,000	30,624,000	893,200	2.95	2,634,940	10,539,760	26.0%	7,962,240	49,126,000	3
木島平村	5,124	603,000	28,944,000	844,200	2.90	2,448,180	9,792,720	26.0%	7,525,440	46,262,160	4
野沢温泉村	3,908	480,000	23,040,000	672,000	2.95	1,982,400	7,929,600	26.0%	5,990,400	36,960,000	7
栄 村	2,217	514,000	24,672,000	719,600	2.90	2,086,840	8,347,360	26.0%	6,414,720	39,434,080	6

※期末手当基礎額は、給料月額＋（給料月額×40／100）

※寒冷地手当及び通勤手当を除く。

1 近隣市町村の市町村長の4年間の収入見込額（条例上の規定額）（市町村総合事務組合の引下げ（案）を反映した場合）

（平成25年10月1日現在※）

都 市 名	人 口	市 長									
		給料		期末手当			退職手当		4年間合計 A+B+C	順位	
		月額	A ×48月	基礎額	支給割合	手当額	B ×4年	支給率			C 手当額
須 坂 市	52,244	918,000	44,064,000	1,285,200	2.95	3,791,340	15,165,360	50.0%	22,032,000	81,261,360	1
中 野 市	46,445	821,300	39,422,400	1,149,820	2.95	3,391,969	13,567,876	50.0%	19,711,200	72,701,476	2
飯 山 市	23,642	714,000	34,272,000	999,600	2.95	2,948,820	11,795,280	45.0%	15,422,400	61,489,680	4
山ノ内町	13,846	775,000	37,200,000	1,085,000	2.95	3,200,750	12,803,000	42.5%	15,810,000	65,813,000	3
木島平村	5,124	718,000	34,464,000	1,005,200	2.90	2,915,080	11,660,320	42.5%	14,647,200	60,771,520	5
野沢温泉村	3,908	580,000	27,840,000	812,000	2.95	2,395,400	9,581,600	42.5%	11,832,000	49,253,600	7
栄 村	2,217	606,000	29,088,000	848,400	2.90	2,460,360	9,841,440	42.5%	12,362,400	51,291,840	6

2 近隣市町村の副市町村長の4年間の収入見込額（条例上の規定額）（市町村総合事務組合の引下げ（案）を反映した場合）

（平成25年10月1日現在※）

都 市 名	人 口	副 市 長									
		給料		期末手当			退職手当		4年間合計 A+B+C	順位	
		月額	A ×48月	基礎額	支給割合	手当額	B ×4年	支給率			C 手当額
須 坂 市	52,244	760,000	36,480,000	1,064,000	2.95	3,138,800	12,555,200	35.0%	12,768,000	61,803,200	1
中 野 市	46,445	669,600	32,140,800	937,440	2.95	2,765,448	11,061,792	35.0%	11,249,280	54,451,872	2
飯 山 市	23,642	585,000	28,080,000	819,000	2.95	2,416,050	9,664,200	30.0%	8,424,000	46,168,200	4
山ノ内町	13,846	638,000	30,624,000	893,200	2.95	2,634,940	10,539,760	25.4%	7,778,496	48,942,256	3
木島平村	5,124	603,000	28,944,000	844,200	2.90	2,448,180	9,792,720	25.4%	7,351,776	46,088,496	5
野沢温泉村	3,908	480,000	23,040,000	672,000	2.95	1,982,400	7,929,600	25.4%	5,852,160	36,821,760	7
栄 村	2,217	514,000	24,672,000	719,600	2.90	2,086,840	8,347,360	25.4%	6,266,688	39,286,048	6

※期末手当基礎額は、給料月額＋（給料月額×40／100）

※寒冷地手当及び通勤手当を除く。

※山ノ内町、木島平村、野沢温泉村及び栄村の町村長及び副村長の退職手当の支給率について、市町村総合事務組合の現段階の引下げ（案）で計算したもの